

産業廃棄物処理計画書

2023年 5月 18日

埼玉県知事
大野 元裕 殿

提出者

住所 埼玉県熊谷市三ヶ尻 5200 番地
氏名 株式会社プロテリアル 熊谷事業所
事業所所長 城戸 克典
電話番号 048-531-1060

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社プロテリアル 熊谷事業所
事業場の所在地	埼玉県熊谷市三ヶ尻 5200 番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	2999 電気器具製造業
2 事業の規模	23,933 百万円 (熊谷磁材工場 令和4年度製品出荷額)
3 従業員数	995人
4 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり (図1. 産業廃棄物の一連の処理の工程)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照(図2. 熊谷事業所産業廃棄物管理体制)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	全般(別紙表1のとおり)	
	排出量	1,503 t	t
(これまでに実施した取組) 再資源化の推進を継続 ゼロエミッション100%の継続 製品歩留り向上による発生量削減 有価売却先の開拓			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全般	
	排出量	1,469 t	t
(今後実施する予定の取組) 製品歩留り向上による発生量削減			

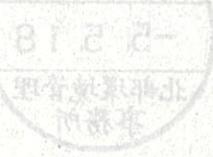
産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり(図3. 熊谷地区排出物分類基準)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 管理・分別指導を継続する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	



		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	
		(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行う産 業廃棄物の量	t	t		
	(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	t	t			
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t			
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う産 業廃棄物の量	t	t			
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t			
(今後実施する予定の取組)						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				

		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類				
1 現状	全処理委託量	1,503 t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,054 t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,503 t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
(これまでに実施した取組) 再資源化の推進 委託契約書、マニュフェスト管理 処分状況の定期確認				

(第5面)

		【目標】		
産業廃棄物の種類				
全処理委託量				
②計画				
	全処理委託量	1,469 t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,018 t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,469 t	t	t
	認定熱回収業者への処 理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t	t

	<p>(今後実施する予定の取組) 委託契約書、マニュフェストの管理 処分状況の定期確認</p>
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図1. 産業廃棄物の一連の処理の工程

【熊谷磁材工場】 【熊谷事業所】

木くず	① 委託業者にて破碎、再生
金属屑	① 委託処分業者にて、破碎後に再生
汚泥	① 委託処分業者にて、脱水固化化・焼却後に再生
廃油	① 委託処分業者にて、焼却・固化化後に再生
廃酸	① 委託処理業者にて中和後、道路基盤材等に再生
廃アルカリ	① 委託処理業者にて中和後、道路基盤材等に再生
ガラス・陶磁器屑	① 委託処分業者にて、破碎後に再生
廃プラスチック	① 委託処理業者にて固体燃料へ再生
鉱さい	① 委託処分業者にて、破碎後に再生
がれき類	① 委託業者にて破碎、再生

別紙 図2. 熊谷事業所 産業廃棄物管理体制

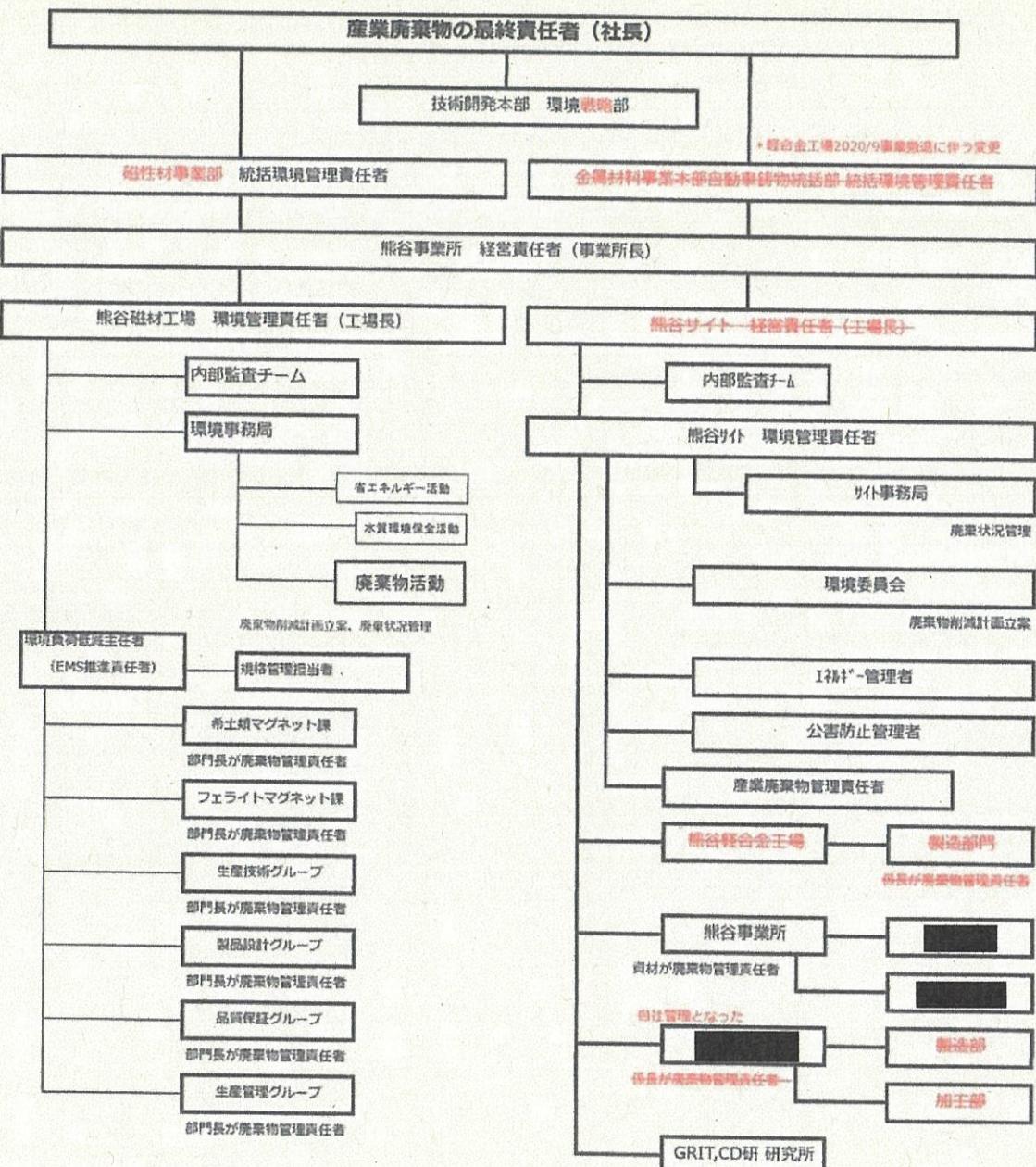


表1 2022年度 日立金属株式会社 熊谷磁材工場／熊谷事業所 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物実績

単位: t/年

分類	産廃量	特管産廃量	委託処理量計	優良業者処理量
木くず	53.7		53.7	0.0
金属くず	258.5		258.5	5.4
汚泥	865.3		865.3	861.6
廃油	3.7		3.7	2.3
廃酸	0.1		0.1	0.0
廃アルカリ	68.4		68.4	68.4
ガラス・陶磁器くず	41.6		41.6	41.6
廃プラ	202.2		202.2	62.9
複合材	8.5		8.5	8.5
紺さい	0.0		0.0	0.0
廃電池類	0.2		0.2	0.2
水銀使用製品	0.7		0.7	0.7
がれき類	0.0		0.0	0.0
廃酸 (pH2以下の廃酸)		0.0	0.0	0.0
廃酸 (特定有害物質を含む)		0.0	0.0	0.0
PCB		2.5	2.5	2.5
燃えやすい廃油		2.0	2.0	0.0
合計	1,502.9	4.6	1,507.5	1,054.2

表2 2023年度 日立金属株式会社 熊谷磁材工場／熊谷事業所 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物計画

単位: t/年

分類	産廃量	特管産廃量	委託処理量計	優良業者処理量
木くず	53.4		53.4	0.0
金属くず	261.2		261.2	5.0
汚泥	875.7		875.7	872.3
廃油	3.0		3.0	2.3
廃酸	0.1		0.1	0.0
廃アルカリ	58.4		58.4	58.4
ガラス・陶磁器くず	9.0		9.0	9.0
廃プラ	199.4		199.4	62.8
複合材	8.5		8.5	8.5
紺さい	0.0		0.0	0.0
廃電池類	0.0		0.0	0.0
水銀使用製品	0.0		0.0	0.0
がれき類	0.0		0.0	0.0
廃酸 (pH2以下の廃酸)		0.0	0.0	0.0
廃酸 (特定有害物質を含む)		0.0	0.0	0.0
PCB		0.0	0.0	0.0
燃えやすい廃油		3.0	3.0	0.0
合計	1,468.7	3.0	1,471.7	1,018.3

熊谷地区排出物分類基準 (2019年11月)

再資源化・委託処理・埋立

分類名	何を!	(対象物)	どうする(回収、保管、処理)
委託先再資源化処理物	① 業務用製品 ② 携帯電話 ③ 定置施設 パソコン ④ 紙類 ⑤ 本 ⑥ 空気清浄機 ⑦ 空ビン類	・水道栓、水栓、水栓金具、水栓金具、水栓金具 ・携帯電話、スマートフォン、タブレット端末 ・パソコン、モニター、マウス、キーボード ・紙類、本 ・空気清浄機 ・空ビン類	・業務用製品:リサイクル料金支払 ・携帯電話:回収保管 ・定置施設:専用廃場へ ・パソコン:回収保管 ・紙類:専用廃場へ ・本:回収 ・空気清浄機:回収保管 ・空ビン類:回収
一般廃棄物	⑧ 塗装漆 ⑨ 廉ガラス ⑩ 塗装ガラス ⑪ 空ビン類	・塗装漆 ・廉ガラス ・塗装ガラス ・空ビン類	・塗装漆:専用廃場へ ・廉ガラス:回収 ・塗装ガラス:回収 ・空ビン類:専用廃場へ ・回収 ・回収
産業廃棄物	⑫ 一般廃棄物 ⑬ 有機質 ⑭ 有害物質 ⑮ 一般廃棄物 ⑯ 有機質 ⑰ 有害物質	・一般廃棄物 ・有機質 ・有害物質 ・一般廃棄物 ・有機質 ・有害物質	・一般廃棄物:専用廃場へ ・有機質:専用廃場へ ・有害物質:専用廃場へ ・一般廃棄物:専用廃場へ ・有機質:専用廃場へ ・有害物質:専用廃場へ

紙・金属・他 (回収・再利用)

分類名	何を!	(対象物)	どうする(回収、保管、処理)
① 再資源化	・ダンボール ・紙類	・ダンボール ・紙類	・ダンボール:専用廃場へ ・紙類:専用廃場へ
生紙類	・白紙 ・縦紙 ・複合紙 ・古紙 ・紙管	・白紙 ・縦紙 ・複合紙 ・古紙 ・紙管	・白紙:専用廃場へ ・縦紙:専用廃場へ ・複合紙:専用廃場へ ・古紙:専用廃場へ ・紙管:専用廃場へ
油類	・植物油 ・魚油	・植物油 ・魚油	・植物油:専用廃場へ ・魚油:専用廃場へ
② 金属類	・金屬と樹脂の復古物 ・鋳物 ・溶融金 ・電線機器	・金屬と樹脂の復古物 ・鋳物 ・溶融金 ・電線機器	・金屬と樹脂の復古物:専用廃場へ ・鋳物:専用廃場へ ・溶融金:専用廃場へ ・電線機器:専用廃場へ

表記分類に該当しない場合、事前に問合せ下さい。

ボリ袋へは職場名を必ず記入

TEL
TEL

職場
担当者

廃棄物
担当者 KMIS(TC)0012, TC(R)